

## 特定非営利活動法人 和有会 地域活動支援センターわんどらん利用者工賃規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、横浜市地域活動支援センター事業精神障害者地域作業所型わんどらん「以下（事業所）という。」の利用者「以下（利用者）という。」の工賃に関する事項を定めることを目的とする。

### (適用の範囲)

第 2 条 この規程は、事業所と利用契約を締結「以下（本登録）という。」し、本登録期間中のすべての利用者に適用する。

### (工賃の種類)

第 3 条 工賃は、工賃および期末手当とする。

### (工賃の支給対象となる作業)

第 4 条 工賃の支給対象となる作業は、次のとおりとする。

- (1) 自主製品の仕入れ・製造・販売
- (2) 施設清掃（生産活動部、創作的活動部、静養室、相談室、玄関、喫煙所とその周辺など）
- (3) 地域清掃
- (4) その他、施設長が工賃支給の対象に値すると認めた行い

### (工賃の支給方法)

第 5 条 工賃の計算期間は、当月 1 日より当月末日までとする。

- 2 工賃は、翌月 25 日に全額を支給する。ただし、支給日が休日にあたるときは、これを繰り上げる。

### (工賃の算出方法)

第 6 条 工賃は、次の算式により計算した額とする。

$$\text{工賃} = 400 \text{円} / 60 \text{分}$$

- 2 前項の算式の時間は、連続・断続を問わず 1 月の合計時間で算出する。ただし、合計時間を 60 分毎 400 円で算出した後、その端数については切り捨てる。

### (期末手当)

第 7 条 期末手当は、3 月 1 日および 9 月 1 日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ本登録期間中の利用者であって、次の各項のすべ

てに該当する者に対し支給する。

- (1) 各基準日から支給日までの3か月間、継続して本登録期間（以下「継続登録期間」という。）にある者
- (2) 各基準日から支給日までの3か月間の通所率が開所日の9割を超える者

（期末手当の支給方法）

第8条 期末手当は、6月1日および12月1日に支給する。ただし、支給日が休日にあたるときは、これを繰り上げる。

（期末手当の算出方法）

第9条 期末手当は、次の算式により計算した額とする。

期末手当＝各支給日までの継続登録期間の月数×500円

- 2 前項の継続登録期間の上限は、20か月とする。

（役職手当）

第10条 工賃の支給対象となる作業に従事する利用者で、管理または監督する地位にある職のうち施設長が指定するものについて、その特殊性に基づいて月額5,000円の役職手当を支給する。

- 2 役職手当の支給は、当該職の任命を受けた日の属する工賃計算期間から開始し、同職の身分を失った日の属する工賃計算期間をもって終わる。
- 3 役職手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

（作業の心得）

第11条 第4条に規定する作業を行うにあたり利用者は、作業開始時に事業所の職員にその旨を伝え、事業所が別に定める作業時間管理表に次に掲げる事項を記入しなければならない。

- (1) 日付・曜日
- (2) 体温
- (3) 作業の内容
- (4) 開始時間

- 2 作業開始時もしくは作業中に事業所の職員が本人の健康、意欲、能力等を総合的に配慮し、作業開始不可もしくは作業中断を判断した場合、当該利用者はこの判断に従わなければならない。なお、作業開始不可もしくは作業中断を判断した職員は、その事由を前項の作業時間管理表に記入しなければならない。
- 3 作業終了時に利用者は、事業所の職員にその旨を伝え、第1項の作業時間管理表に終了時間を記入しなければならない。
- 4 翌月1日の時点で作業時間管理表に未記入の事項がある場合、当月以降の作業時間には加算しない。

(改正)

第12条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、2016年10月1日から施行する。

この規程は、2018年4月1日から施行する。